

若年者等正規雇用化特別奨励金は 平成23年度末で終了します！！

当該奨励金は、平成23年度末までの時限措置としてこれまでご活用いただいておりますが、当初の予定通り、平成23年度末で終了することとなりました。今後の奨励金の活用にあたり、以下の点にご留意願います。



奨励金の支給対象となるのは、平成23年度末までに正規雇用を開始した場合となります。したがって、特に「トライアル雇用活用型」及び「有期実習型訓練終了者雇用型」については、トライアル雇用及び有期実習終了後の正規雇用開始年月日が平成24年3月31日以前でないと支給対象となりません。

【例】平成24年1月21日にトライアル雇用開始→平成24年4月21日に正規雇用開始
この場合、正規雇用開始年月日が平成24年4月1日以降であるため、支給対象となりません。

若年者等正規雇用化特別奨励金とは...

年長フリーターや、内定取消を受けた新規学卒者等を平成23年度末までに正規雇用で雇い入れ、一定期間継続して雇用している事業主に奨励金を助成する制度で、以下の4つの種類があります。

① トライアル雇用活用型

- ・ トライアル雇用開始日前1年間に、雇用保険の一般被保険者でなかった者
- ・ トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満の者

② 直接雇用型

- ・ 雇入れ日前1年間に雇用保険の被保険者でなかった者、その他、職業経験・技能・知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると安定所長が認める者
- ・ 雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者

③ 有期実習型訓練修了者雇用型

- ・ 有期実習型訓練修了後の雇入れ日（有期実習型訓練を実施した事業主が、その訓練生を正規雇用した場合は訓練開始日）現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者

④ 内定取消し雇用型

- ・ 学校在学中に内定取消を受け、就職先が未決定の者
- ・ 雇入れ日現在の満年齢が40歳未満の者

詳細については管轄のハローワークまたは愛知労働局あいち雇用助成室(電話 052-219-5519)へお問い合わせください。

